破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２０６号
宮城県東松島市赤井字川前二227番地２ハイネスコーポセルブラン202、前住所宮城県東松島市赤井字星場243番地２
破産者　一條　和久
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
福岡県柳川市三橋町藤吉401番地２
破産者　新原　光雄
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田２丁目５番18号ドミール・コハシＢ102号
破産者　平松　丈明
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
埼玉県桶川市末広３丁目11番５号　小沢ハイツＡ―205号
破産者　小野　幸子（旧姓大野）
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４３号
埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目63番地１　レオパレスコンプリートＮ210、旧住所東京都北区赤羽南１丁目４番12―204号　カテリーナ赤羽
破産者　湊　　正彦
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３０号
さいたま市岩槻区大字徳力849番地８
破産者　佐藤　文子
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３１号
さいたま市岩槻区大字徳力849番地８
破産者　佐藤　俊悦
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６８号
鹿児島県大島郡大和村大字今里225番地１
破産者　宮田カシコ
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第５７号
鹿児島県大島郡大和村大字大和浜17番地６
破産者　重信　日隆
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第５８号
鹿児島県大島郡大和村大字大和浜17番地６
破産者　重信かほり
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９４号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地１―３―406号
破産者　金子みゆき
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成１９年（フ）第８１８号
岩手県紫波郡矢巾町大字土橋第４地割25番地１
破産者　戸塚　正美
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１９年（フ）第８１９号
岩手県紫波郡矢巾町大字土橋第４地割25番地１
破産者　戸塚千恵子
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２２号
岩手県紫波郡紫波町土舘字弥勒地35番地１
破産者　彌勒地美代
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２０８号
岩手県花巻市野田188番地４
破産者　伊藤　惠子
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７１号
岩手県上閉伊郡大槌町栄町10番８号
破産者　松平　　一
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２２号
群馬県前橋市茂木町217番地４　コーポラスグリーンヒルⅡ―107号
破産者　中村　美紀（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５８号
静岡市葵区山崎１丁目１番地の４マンションリバーサイド305号
破産者　酒井　大和
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７号
福岡県久留米市荒木町荒木561番地34
破産者　出田　隆司
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部